


タイトル		「被相続人が締結した土地の譲渡契約を法定申告期限前に相続人が解除した場合の相続税の課税関係」税務事例研究 130 号		
分野	キーワード	① 契約の解除	② 後発的事由による更正の請求	
租税法				
研究者氏名:高野 幸大 (所属:法学部企業法学科)		[お問い合わせ先] TEL: メールアドレス:ytakano@toyo.jp		

**【概要】**

以下を参照

**【研究内容】**

相続税法の各規定（1条の3、2条、22条、15条2項4号）及び民法 882 条の規定からして、被相続人の死亡の時に相続等を原因として取得した財産が時価で評価されて相続税が課税されることとなる。

契約の履行過程にある財産が相続財産を構成することになる場合は少なくないため、相続税法上、例えば土地の売買契約の履行過程において相続が開始された場合の相続財産は土地（所有権）であるのか売買代金請求権であるのか、その評価はどのようにすべきであるのか、など問題となる。

被相続人が相続税対策として行った土地の売買契約について、相続人は被相続人と異なる認識をもったことにより法定申告期限前に解除権を行使したものである点で、従来の事例と異なるものであり、「売買契約途上における相続財産の種類、本件解除について『やむを得ない事情』を認めることの可否、本件のような場合の財産の価額の評価のあり方等を考察する上では、先例として参考になる。」などと評価されている広島地裁平成 23 年 9 月 28 日判決・TAINS:Z888-1619 を素材とした事例のもとに表題の問題について検討するものである。

**【実用化・活用が見込まれる分野・対象業種等】**

税理士等課税実務に関わる者その他法曹関係者

**【関連特許】(特許名称・出願番号等)**